

都市整備局へ寄せられた都民の声(平成28年10月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
3	57	13	17	41	112	2	245

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)都営住宅の使用承継について

都営住宅に名義人である母と同居しているが、母が亡くなった場合などは自分がこのまま入居し続けることができるのか教えてほしい。

(対応)都営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方を対象とし、法令等に基づき、入居者を公募によって決定することとなっています。

このため、公募の例外である使用承継については、名義人の死亡や離婚による転出などのやむを得ない事情があり、収入基準など条例等に定める基準を満たした場合に限り、原則として名義人の配偶者のみに認めております。

名義人の御子息とのことですので、原則では使用承継の許可を受けることはできません。ただし、高齢者、障害者、病弱者の方については特に居住の安定に配慮する必要があるため、名義人の三親等の親族まで許可する場合があります。特別の事情がおありの場合は、東京都住宅供給公社窓口センターまで御相談ください。

▶(都民の声)都営住宅の入居申し込みについて

都営住宅のうち、単身ですぐに入居できる物件を教えて欲しい。また、申込用紙を自分のところに送付してほしい。

(対応)単身者向けの都営住宅は年4回、2・5・8・11月に募集を行い、抽せんによって入居者を決定しております。入居にはまずこの募集にお申込みいただき、抽せんに当せんした上で、入居資格審査に合格することが必要となります。

お申込みから入居審査までは、申込書の記載内容の確認や抽せんの実施などで2か月ほどお時間をいただいており、その後の入居のあっせんにはさらにお待ちいただくこともあります。

募集案内及び申込書につきましては、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センター、都庁、区役所、市役所及び町村役場における配布はもとより、ホームページ上でも公開しています。個別には送付しておりませんので、よろしく願いいたします。

▶(都民の声)空き家対策について

放置された空き家の所有者に対し、法に基づく行政指導を行ってほしい。

(対応)昨年、全面施行されました「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、住民に身近な区市町村が地域の実情を踏まえて、空き家対策に取り組むこととされており、東京都は区市町村の取組を支援しております。本件につきましては、区役所の所管部署をご案内いたします。

▶(都民の声)建設業許可要件について

建設業許可の要件として、一定の職務経験が必要とされていると聞いているが、具体的に教えて欲しい。

(対応)建設業法に基づく建設業許可制度について、丁寧に説明を行い、制度の趣旨をご理解いただきました。